

# 「戦争立法」の恐るべき真実

弁護士 深 草 徹

## 1 はじめに

政府は、新法「国際平和支援法案」と現行の軍事・防衛関連法一〇本の改正案からなる「平和安全法制整備法案」の二法案を、一括して今国会に提出しました。「平和安全法制整備法案」に一本化して改正案が出された軍事・防衛関連法一〇本とは、以下に記載したものです（本稿では、今後、これらの法律を引用するときには全て略称を用いることにします。）。これらの改正内容はいずれも重要な問題を孕んでおり、本来は、別々の法案として提出され、審議されるべきものがほとんどです。それを一本の法案とし、かつ二法案一括の審議を求めたのは異常というほかなく、国会審理をできるだけ迅速に進め、短時間で強行突破を図ろうとする政府の意図がみえみえです。

野党には、中身にわたる立場や意見の相違を超えて、まずはこのような政府の意図の機先を制し、徹底審議を求め、民主主義、議会主義の初歩的ルールを守らせるということで、足並みを揃えて欲しいと思います。

「自衛隊法」、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（「武力攻撃事態法」）、「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」（「海上輸送規制法」）、「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」（「米軍支援法」）、「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律」（「特定公共施設利用法」）、「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」（「捕虜取扱い法」）、「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」（「周辺事態法」）、「周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律」（「船舶検査活動法」）、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」（「国際平和協力法」）、「国家安全保障会議設置法」

二法案は、昨年7月1日の閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るために切れ目のない安全保障法制の整備について」（以下「7. 1閣議決定」といいます。）を受けたものですが、重要なことは、その閣議決定さえも、逸脱し、拡大解釈をしたものとなっていることです。残念ながら、マスコミは、この点を明確には指摘していません。

自公両党は、本年2月13日以後、「安全保障法制整備に関する与党協議会」を再開させ、あたかも真剣に協議をしているようなポーズをとってききましたが、結局、仕上がりを見ると、外務、防衛両省からの出向者であるエリート官僚たちが牛耳る国家安全保障局が用意した案をなぞっただけの結果に終わりました。与党協議会はまさに茶番でした。

公明党が、自衛隊の海外派兵の歯止め策だとして提起した、①国際法上の正当性（国連決議の存在）、②国会の関与等民主的統制、③自衛隊員の安全確保の三要件は、マスコミが書き立て、もてはやしましたが、実際には、何ら歯止めとなるものではなく、支持者向けのアリバイ作りに過ぎなかったことは、以下の説明で順次明らかになるでしょう。

二法案は、戦争立法といわれています（私も以下では単に「戦争立法」ということにします。）。これは戦争に備える、あるいは戦争を引き起こしかねない法制の整備という意味にとどまりません。7. 1 閣議決定のうち運用改善策で対応するとされた部分、またこれとは別に今国会に提出された「防衛省設置法改正法案」による文官統制の排除と制服組の権限の拡張・引き上げなどとあわせて見ていくと、ことはもっとももっとグロテスクです。敢えて言うならば、戦争大好き、軍事マニアとおぼしき安倍首相の号令で、切れ目なく戦争を引き起こすことを企図した法制づくりであるというのが正しいでしょう。

## 2 憲法9条の厳しいしぼりが生きていました

戦争立法を考える上で、どうしても押さえておかなければいけない大切なことがあります。それは憲法9条が、現在に至るまで軍事・防衛関連法制に厳しいしぼりとして機能しつづけているという事実です。

### (1) 憲法9条は次のように定めています

- 1 項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2 項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

これは普通に読めば、第1項で戦争、武力による威嚇、武力の行使は全て放棄した、第2項ではその上に一切の戦力を保持しないことと戦争をする権利を否定したと理解できるでしょう。

ところがわが国政府は、1954年7月に創設された自衛隊について、①9条1項は国家固有の権能としての自衛権を認めている、②9条2項では戦力の保持は禁止されるが、

自衛のための最小限度の実力の保持は認められるという見解を打ち立てました（1954年12月22日衆議院予算委員会における鳩山内閣統一見解）。これが現在につながる自衛隊合憲説です。

## （２）自衛隊合憲説は政府に対する足枷にもなりました

自衛隊合憲説は、当時、野党、労働組合その他国民各層から激しい反発をもって迎えられ、憲法学者からは9条の解釈改憲であって憲法を蹂躪するものだとの手厳しい指弾を受けました。しかし、歴史は皮肉なものです。これは、一面では許しがたい解釈改憲ではありませんが、他面ではその限界を設定するという二重の意味を持っていたのです。すなわち、この見解により、歴代政府は、一方で自衛隊の整備・拡充及び運用の根拠としてきましたが、他方で常に足枷として意識し、その限界内で動かざるを得なかったのです。

実は、政府が上記の自衛隊合憲説を打ち出した1954年12月22日に先立つこと8ヶ月余り、同年4月6日に、自衛権に関する重要な政府見解が示されています。それは以下のとおりです。

「いわゆる自衛権の限界は・・・たびたび述べておりますように急迫不正の侵害、即ち現実的な侵害があること、それを排除するために他に手段がないこと、さらに必要最小限度それを防御するために必要な方法をとるという三つの原則を厳格なる自衛権行使の要件と考える。」（1954年4月6日衆議院内閣委員会・佐藤達夫法制局長官答弁）

この自衛権に関する政府見解は、その後幾度となく、国会において、また政府実践において確認されてきました。これが「自衛権行使3要件」というものです。

「自衛権行使3要件」を整理しますと以下のとおりとなります。

- ①わが国に対する武力攻撃があること
- ②この場合にこれを排除するために他に適当な手段がないこと
- ③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

わが政府見解によると、自衛権とはこのようなものですが、それこそが国際法上の自衛権に関する一般的理解をふまえたもので、わが国政府のオリジナルな見解ではないのです。

さて自衛隊は、自衛のための最小限度の実力であるというのが政府見解ですが、その「自衛」とは、この「自衛権行使3要件」によって定義される自衛権の行使です。ですから憲

法9条の下で認められる自衛権とは、「自衛権行使3要件」に適合するものでなければならぬというのが連綿と続く政府見解でした。自衛隊は、「自衛権行使3要件」に適合する実力（武力）の行使しか認められないということなのです。

このことが自衛隊の整備・拡充及び活動の歯止めになってきました。専守防衛（わが国領域に対する攻撃に対する防御）、海外派兵禁止（海外で自衛隊は武力を用いてはならないし、後方支援等も「武力行使との一体化」をしないとの枠組みでしかできないというもの）、さらには他国への武力攻撃に対する反撃の根拠となる集団的自衛権行使否定という自衛隊の活動の抑制は、ここから当然に出てくるものだったのです。内閣法制局による多岐にわたる複雑、精緻な「政府見解」も、もとをたどれば全てが、自衛隊は「自衛権行使3要件」にもとづく「自衛のための最小限度の実力」であるという、単純明瞭な「政府見解」に行き着きます。そのことを確認することはとても重要なことです。

憲法9条は、あらゆる戦争、武力による威嚇、武力の行使を放棄し、どのような名目であろうとも軍備を持たないことを宣言した絶対的平和主義条項であるという考え方からすれば、このような政府見解は許しがたい解釈改憲だという批判も当然あり得ると思います。しかし、このような政府見解にもとづいて、自衛隊の整備・拡充及び運用に対する足枷がかけられ、これまで自衛隊が、実際に戦場において、殺し殺される普通の軍隊にはなりきれなかったということも、これまた間違いのないところです。

### 3 戦争立法は憲法9条の足枷を解き放とうとするものです

戦争立法は、以上に述べた憲法9条の足枷、歯止めを解き放ち、わが国を切れ目なく戦争をする国につくりかえようとする、現代版「国家改造法案」であることを具体的に見ていきましょう。

なお、マスコミを通じて、戦争立法は、7. 1閣議決定に従い、これを具体化したものだという理解が浸透しています。しかし、既に述べたように、戦争立法は、それさえも逸脱し、拡大解釈をしたものとなっています。そのことをおわかり頂くために、7. 1閣議決定のポイントを要約してゴチック体で記述し、それと対比できるように戦争立法の内容を説明していきたいと思います。

※ 参考：以下の文章をお読み頂くのに最小限度必要な用語解説をしておきます。

「存立危機事態」 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態

「武力攻撃事態」 我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

- 「周辺事態」 そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の周辺地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態
- 「重要影響事態」 そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態
- 「非戦闘地域」 現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域（テロ対策特措法、イラク特措法でその趣旨の規定がなされています。）
- 「後方地域」 我が国領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる我が国周辺の公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。）及びその上空の範囲（周辺事態法でその趣旨の規定がなされています。）

#### （１）「武力攻撃に至らない侵害への対処」

- ・ 武力攻撃に至らない外部勢力の侵害行為に対する治安出動や海上警備行動を発令するための関連規定の適用関係を十分に検討し、状況に応じた早期・迅速な下命手続きを準備する。

立法対象となっていませんが、尖閣諸島など離島への武装した漁船等の接近・上陸行動、領海内に侵入した外国艦船の違法な通航、公海上の民間船舶に対し抑留・略奪行為がなされた場合等、外国もしくは外部勢力による武力攻撃には至らない不法行為に対し、治安出動（自衛隊法７８条。以下「自衛隊法」については単に「法」といいます。）、海上警備行動（法８２条）、海賊対処法に規定する海賊対処行動として、自衛隊を迅速に出動させるために、日常的に警察、海上保安庁との連携、共同訓練を実施させるとともに、命令発出のための閣議を電話会議で行えるようにしようとしています。電話という十分な検討するゆとりと討議をすることが困難な方法で行われる閣議では、現地部隊からあがってくる現場の生々しい声が大きなウェイト占めることになり、常に前のめりの決定になってしまうおそれがあります。しかも、防衛省設置法の改正で、背広組といわれる官房長及び局長などの内局幹部を経由しないで、制服組といわれる自衛官幹部が防衛大臣に直結することになりますから、現場の指揮官の判断が通ってしまうおそれは大きいといえましょう。

これにより、これまで海保が対処してきた事態に重火器を備えた自衛艦が出動して対処することが容易になることは明らかです。いや、それが狙いだと言っていいでしょう。自衛隊の出番が激増することは目に見えています。

治安出動や海上警備行動を命じられた自衛官は、部隊指揮官の命令により、犯人の逮捕、逃走の防止、自己または他人の防護、公務執行に対する抵抗の抑止のために武器を使用することができます（法 89 条、93 条、警職法 7 条）し、船舶の停止命令に応じない場合等には武器を使用することも認められます（法 91 条 2 項、93 条 3 項、海上保安庁法 20 条 2 項。この場合、対象者や対象集団に危害を与えることも必要最小限度において認められます。）。さらに治安出動を命じられた自衛官は、部隊指揮官の命令により、事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができます（この場合も必要最小限度の危害は許容されます。）。

一方、自衛隊の出番が増えれば、外国もこれに対抗してわが国の主権の及ばない周辺公海やその上空に、日常的に艦船や航空機を出動させて警戒監視活動にあたることになるでしょう。自衛官による武器使用が、対象者や対象集団、近辺の公海もしくはその上空で警戒監視活動中の外国艦船や航空機からの反撃を誘発し、その場で戦闘に至ることになる危険がぐっと高くなります。一発の銃声から、小競り合い、さらには戦闘行為へと、一気に武力攻撃事態に発展してしまいます。

・ 平素から自衛隊と米軍が連携して行う活動に際し、米軍部隊の武器等を防護するために、自衛隊法 95 条によるものと同様の「武器の使用」を自衛隊が行えるよう、法整備をする。

法 95 条によると、自衛官は、自衛隊の武器・弾薬・船舶・航空機等の武器等を職務上警護するに当たり、その防護に必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することが認められています。これは自然人であれば、自己の生命・身体を守る自己保存のための正当防衛ないしは緊急避難などに相当するもので、自衛隊という組織の自己保存のための受動的かつ限定的な必要最小限の実力の行使として認められたものです。

戦争立法では、法 95 条の次に 95 条の 2 を追加し、米国及びその他の外国の軍隊等で、わが国の防衛に資する活動（共同訓練を含む）に現に従事している軍隊等の武器・弾薬・船舶・航空機等の武器等を警護することを命ぜられた自衛官は、これらの武器等を職務上警護するに当たり、その防護に必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することが認められることになります。

まず確認しておきたいことは、7. 1 閣議決定では米軍の武器等防護のための武器使用に限定されていましたが、その他の外国軍隊の武器等防護のための武器使用にまで拡大されていることです。ここまで拡大されると自衛隊という組織の自己保存のための受

動的かつ限定的な必要最小限度の実力の行使という性格は失われ、積極的に他国の軍隊を防衛するための実力の行使に変貌を遂げてしまうことになるでしょう。そのような実力行使を憲法9条が容認しているとは到底言えません。

警護を命じられた外国軍隊に対し、武力攻撃には至らない低レベルの攻撃がなされたことを契機として、現場において自衛官が瞬時に武器等を防護するために合理的に必要と判断して武器を使用したところ、攻撃側の部隊から反撃がなされ、戦闘に至る危険が大きいということは容易に想定できることです。それにより武力攻撃事態もしくは存立危機事態に一気に転じてしまうことになるでしょう。

武力攻撃に至らない事態に自衛隊を投入することは、いずれも戦闘に至り、武力攻撃事態もしくは存立危機事態を招くことになるから、やめるべきだということにとどまりません。それらは既に述べた自衛隊のレゾナードルに反するもので、憲法9条にも違反します。自衛隊は、憲法9条の下で、「自衛権行使3要件」を満たす場合出動できる自衛隊のための最小限度の実力だというのが政府見解でした。そうであるならば、わが国に対する武力攻撃がないのに武装して出動し、事態の鎮圧、抑止、解消にあたることは憲法9条に違反するのです。ここでは大は小を兼ねるといふようないい加減なことは許されないのです。

## (2) 「国際社会の平和と安定への一層の貢献」

- ・ 後方支援については、いわゆる「武力の行使との一体化」論それ自体は前提とした上で、「後方地域」「非戦闘地域」といった地域的区分の枠組みをやめ、他国が「現に戦闘を行っている現場」ではない場所でも支援活動は「武力の行使と一体化」するものではないとの認識を基本とした以下の考え方で法整備を進める。

- \* 支援対象となる他国が「現に戦闘を行っている現場」では支援活動を行ない。

- \* 状況変化により、当該場所が「現に戦闘を行っている現場」となる場合には、直ちに支援活動を休止する。

- ・ 「国家又は国家に準ずる組織」が敵対するものとして登場しないことを確保した上で、国連平和維持活動の重要な任務と位置づけられる治安維持活動を含め、任務の遂行に際し、自己保存及び武器防護を超える武器使用を認めることとする。また「武力の行使」を伴わない国際的な平和協力活動におけるいわゆる「駆けつけ警護」に伴う武器使用認める。武器使用にあたっては警察比例の原則（事態に応じ合理的に必要と判断される限度で許容される。）に従う。

・ 当該地域に権力が維持されている領域国政府の同意に基づいて行う邦人救出活動を行う。この場合に武器使用は警察比例の原則（事態に応じ合理的に必要と判断される限度で許容される。）に従う。

この分野においては、戦争立法では、7. 1 閣議決定を著しく逸脱し、原型をとどめないほどとんでもなく拡大解釈された法案がつくられています。できあがった法案を見ると、いつでも、どこにでも、またどんな事態にでも、自衛隊を海外派兵し、他国、多国籍軍もしくは国際機構の戦闘行為とその後始末に、戦闘行為以外のあらゆる形態の協力・支援活動をさせようというものになっています。それは以下に述べるとおり三つに大きく分類できますが、お互いが、別個独立のものではなく、相互に補完しあい、これがだめならあれを使う、どれを使うかは時と場合に応じて選り取り見取りという関係にあることがわかります。政府にとってまことに使い勝手のいいメニューを提供することになっているのです。

なお、海外派兵法制においては、自衛官は、自己もしくは自己の管理下に入った者の生命、身体を守るための武器使用（自己保存型武器使用）及び武器防護のための武器使用（武器防護型武器使用）しか認められないのが原則です。以下の説明では、特に断らない限り、この原則どおりだというようにご理解下さい。

#### ① 「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」（「国際平和支援法」）

他国間の戦争に際し、協力支援活動と称して自衛隊を海外派兵するために、わが国政府は、その都度必要に応じて個別に法律を制定して対処してきました。9. 1 1 後にブッシュが仕掛けたアフガニスタン侵略戦争において米軍を中心とする多国籍軍に対する支援活動を行うための「テロ対策特措法」、同じくイラク侵略戦争において米軍を中心とする多国籍軍に対する協力支援活動を実施するための「イラク特措法」等がそれでした。国際平和支援法は、このような支援活動を、恒常的に行えるようにするための法律です。

支援活動は、「国際社会の平和及び安全を脅かす事態で、国際社会が国連憲章の目的に従って共同して対処する活動を行い、我が国が国際社会の一員として積極的に寄与する必要がある事態」（国際平和共同対処事態）に際して行われることとなります。国際平和共同対処事態などとおおげさな言葉が使われていますが、要するにアフガン侵略戦争、イラク侵略戦争、あるいは不発におわりましたがシリアに対する攻撃及び現在も続いている I S I L 制圧を掲げたイラク北部とシリアに対する有志連合軍による戦闘

などを考えていただければいいでしょう。

※ 参考：国連憲章第1条によりますと、国連の目的とは、「1. 国際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある国際的の紛争又は事態の調整又は解決を平和的手段によって且つ正義及び国際法の原則に従って実現すること。2. 人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の友好関係を発展させること並びに世界平和を強化するために他の適当な措置をとること。3. 経済的、社会的、文化的又は人道的性質を有する国際問題を解決することについて、並びに人種、性、言語又は宗教による差別なく全ての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること。4. これらの共通の目的の達成に当って諸国の行動を調和するための中心となること。」とされています。

支援活動を実施するには、国連総会もしくは安保理によるなんらかの決議（正確には①国際社会の平和及び安全を脅かす事態に対処するための活動を行うことを決定し、要請し、勧告し、又は認める決議、②①に掲げるもののほか、当該事態が平和に対する脅威又は平和の破壊であるとの認識を示すとともに、当該事態に関連して国際連盟加盟国の取組を求める決議）の存在が要件とされていますが、それは畢竟どのようなゆるい決議でもいいことになりますから、殆どの国際紛争はこの要件を満たすことになります。また国会の例外なしの事前承認が盛り込まれたことで、公明党は歯止めをかけたと手柄顔をしています。政府が承認を求める際に作成する「基本計画」に書き込まれる事実を証する資料は特定秘密保護法により提出されることはまずないでしょうし、衆参議院各7日以内で議決する努力義務が課されていますから実際問題として慎重審議などできるわけがありませんから、国会の例外なしの事前承認を要件としたことが歯止めとなることはまず考えられません。

さて国際平和支援法では、協力支援活動と捜索救助活動を実施することとされますが、協力支援活動を実施する場所は、我が国の領海、公海及びその上空並びに領域国の同意のある外国領域とされていますが、非戦闘地域もしくは後方地域のしぼりはなく、現に戦闘が行われていない場所というだけの限定しかなされていません。ですから前線や戦闘地域でも支援活動を実施できることになっています。捜索救助活動は、現に戦闘が行われている場所でも実施できます。

協力支援活動のメニューを見ると、補給、輸送、修理及び整備、医療、通信、空港及び港湾業務、基地業務、宿泊、保管、施設の利用、訓練業務、建設となっており、弾薬

の提供（武器ははずされています。）や発進準備中の航空機への燃料補給及び整備等とされています。

従来、わが国は、自衛隊を海外派兵するにあたっては、その活動が他国軍隊の「武力行使との一体化」をしないとの制限を課してきました。他国軍隊の戦闘行為への支援活動は、兵站活動として、国際法上は、その多くは武力行使にあたる判断されています。

※ 参考：1986年のニカラグア事件に関する国際司法裁判所の判断

ところがわが国政府は、これらを武力行使ではない強弁しています。そしてその一方で、他国軍隊の「武力行使との一体化」により武力行使にあたることになる、海外で武力行使をすることは既に述べた自衛隊のレゾンデートルに反する、よって憲法9条に違反することになるという理屈を立てていたのです。このような従来の政府の論理の枠組みを前提にしますと、支援活動の場所は非戦闘地域（後方地域）に限る、活動メニューも戦闘行為との関連性の低いものに限るということは、「武力行使との一体化」論の重要な判断要素であり、決してゆるがせにはできないことだということになるはずで

す。国際平和支援法による支援活動は、実施場所及び活動メニューの両面から、国際法上は武力行使そのものに該当するものが多いと言えますし、従来の政府の見解からしても他国軍隊の「武力の行使との一体化」が認められ、武力行使に該当するものが多いと言えましょう。

※ 参考：2008年4月17日、名古屋高裁判決は、イラクに派遣された航空自衛隊が、輸送機により米軍兵士をクウェートからバクダッドに空輸した行為は米軍の武力行使と一体化しており憲法9条1項に反すると判定しました。

このように自衛隊が武力行使にあたるような活動を海外で行うことは憲法9条に違反しますが、それだけにとどまらず、敵対する国もしくは武装集団から武力による反撃の対象とされ、派兵された自衛隊の部隊が戦闘に引き込まれることとなります。特に、前線や戦闘地域でも現に戦闘が行われていない場所ならば支援活動が実施できることになりましたから、その危険は高まります。もし戦闘が始まったら休止、避難という対処を現地部隊指揮官の判断し、実行することになっていますが、そんなことが果たしてできるでしょうか。自衛隊の現地部隊は、他国軍隊、多国籍軍もしくは国際機構と構成する共同の司令部の指揮下に入って活動することになるでしょうから、そんなわがまま勝手な振る舞いはできません。よしんばできたとして戦闘現場で活動を休止し、避難をしている部隊は、むしろ敵対勢力からの格好の攻撃対象になるのではないのでしょうか。

いずれにしても支援活動から、部隊所属の自衛官が武器を使用する場合は勿論、武器

を使用しなくても部隊が戦闘に巻き込まれ、一気に武力攻撃事態、存立危機事態に転じることは容易に想定することができます。かくして国際平和支援法は、自衛隊に、海外での戦闘、武力行使を強いるものであり、憲法9条に違反します。

## ② 「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」(重要影響事態法)

従来の周辺事態法を大幅に改正することとし、法律の名称も重要影響事態法と変更することにしています。

周辺事態法は、1997年に策定された日米防衛協力ガイドラインに沿って、主に朝鮮有事の事態を念頭におきつつ、法文中では周辺事態(その意味については上記の用語解説をご参照下さい。)際し、自衛隊が、戦闘中の米軍に対する後方支援活動及び後方捜索救助活動をすることを目的として制定されました。支援活動を実施する場所は後方地域であり、後方支援活動のメニューは補給、輸送、修理及び整備、医療、通信、空港及び港湾業務、基地業務、宿泊、消毒、後方地域捜索救助活動とされ、武器・弾薬の提供や発進準備中の航空機への燃料補給及び整備は除外されていました。また支援対象は米軍に限られていました。

重要影響事態法では、支援活動を実施する事態から周辺概念をはずし、単に重要影響事態としました。これによって実施場所は、国際平和支援法と同様、世界の全ての地域とすることが可能となりました。さらに支援対象は、「日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行うアメリカ合衆国の軍隊及びその他の国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊その他これに類する組織」に広げられました。ややこしい表現ですが、要するに米国の同盟国軍隊、米国主導の多国籍軍、NATO軍などが含まれることになることを読み取ることは可能でしょう。

後方支援活動のメニュー、後方支援活動実施している場所で戦闘が始まった場合の対処も国際平和支援法とほぼ同じです。重要影響事態法では国連総会や安保理のゆるい決議さえも不要ですし、国会の承認も緊急の場合には事後でもよいことになっています。国際平和支援法に定める国際平和共同対処事態は、多くの場合「重要影響事態」と重なるでしょうし、多くの場合米国やその同盟国の軍隊、米国主導の多国籍軍、国際機構の軍隊が絡むでしょうから、政府は、状況に応じて使いまわしをすることになると思われます。

重要影響事態法によって後方支援活動を実施することが引き起こす武力攻撃事態、存立危機事態への発展の危険性も国際平和支援法について述べたところと同じです。

重要影響事態法は、自衛隊に、海外での戦闘、即ち武力行使を強いるものであり、憲法9条に違反します。

なお、周辺事態法の関連法として船舶検査活動法という法律があります。周辺事態に際し、自衛隊の部隊が、防衛大臣の命令により、わが国領海又はわが国周辺の公海において、強制にわたらない外国船舶の積荷・目的地の検査、目的地の変更などを要請する船舶検査活動を実施することを定めています。この法律も、国際平和支援法に定める国際平和共同対処事態、重要影響事態法に定める重要影響事態のいずれをもカバーできるように大きく変えられ、法律の正式名称も「重要事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律」としてお目見えすることになっています。これにより世界のどこにおいても、武装した自衛隊の部隊が船舶検査活動を実施することになります。これが戦闘に至り、武力攻撃事態もしくは存立危機事態に発展する危険性を持つこと、憲法9条に違反することは、国際平和支援法による支援活動、重用影響事態法による後方支援活動と同じです。

### ③ 「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」（国際平和協力法）

自衛隊の海外派兵のための太い回路となっていた国際協力法も、7. 1 閣議決定から大きく逸脱し、抜本的に変えられようとしています。これにより海外派兵の回路が飛躍的に太くなり、自衛隊は危険の大きい道に踏み込むことになるでしょう。

従来 of 国際平和協力法は国連PKO協力法と呼称されたようには、国連の統括する国連平和維持活動、人道復興支援活動、選挙監視活動に参加することが目的の法律でした。そこでは、自衛隊は、PKO参加5原則（①紛争当事者間で停戦合意が成立していること、②当該平和維持隊が活動する地域の属する国を含む紛争当事者が当該平和維持隊の活動及び当該平和活動維持隊へのわが国の参加に同意していること、③当該平和維持隊が特定の紛争当事国に偏ることなく、中立的立場を厳守すること、④上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、わが国から参加した部隊は撤収することができること、⑤武器使用は要員の生命等の防護のための必要最小限度のものを基本とすること）のもとに国連の統括する国連平和維持活動、人道復興支援活動、選挙監視活動に参加することとされていました。

国際平和協力法改正案によると、自衛隊は海外で行われる国際平和協力業務に従事することとされています。国際平和協力業務とは以下に記載するとおりです。自衛隊が行える活動内容と範囲が大きく広げられることになっていることがおわかりいただける

でしょう。

- ・ 国連の統括する平和維持活動（停戦監視、安全確保活動、選挙監視活動等、統治組織の設立・再建活動、被災民救援活動、司令部業務、いわゆる駆け付け警護）
- ・ 国連の統括しない国際連携平和安全活動（停戦監視活動、安全確保活動、統治組織の設立・再建活動、被災民救援活動、司令部業務、いわゆる駆け付け警護）
- ・ 国連の統括しない人道的な国際救援活動（被災民救援活動、いわゆる駆け付け警護）
- ・ 国連の統括しない国際的な選挙監視活動

以上のうち国連の統括しない国際連携平和安全活動は、国連総会、安保理、経済社会理事会が行う決議、国連、国連総会によって設立された機関、国連憲章52条に規定する地域機関、多国間の条約によって設立された機関、欧州連合などの支持を受けた活動とされています。それらの多くは、実際には内戦が勃発するおそれがある場合にそれを未然防止することを任務とする活動、もしくは国籍軍などの戦争により混乱した治安を回復し、残る武装勢力のテロ・破壊行為を抑止・鎮圧しつつ、戦争により荒廃した国土と復旧させ、治安を維持し、民生復興と統治機構の再建をするという戦乱の後始末を任務とする活動ということになりそうです。これは、国際平和支援法の国際平和共同対処事態、重要影響事態法の重要影響事態と一部で重なり合う事態に対処する活動といえるでしょう。そのことは、政府が、ある事態への対処として自衛隊を海外派兵するための選択肢が三つになったことを意味します。政府は、この三つの選択肢から状況に応じて好きなように選び取ることができるのです。

ところで国際連携平和安全活動のうちの安全確保活動とされるものは、活動開始以来、隊員に合計3500人にのぼる犠牲者を出したアフガニスタン戦争における国際治安部隊（ISAF）、またイラク戦争終結後に治安活動を担い、多数の犠牲者を出したイラク多国籍軍のような危険な活動が典型的なものと考えてよいでしょう。これらは自衛官を、生命・身体の危険にさらすことになるだけでなく、文字通り殺し殺される死闘を演じる武力行使に駆り立てることになります。

国連平和維持活動のうちでも、これまでは危険な治安活動である安全確保活動への参加に認めてきませんでした。これも解禁することになっています。

これらの活動参加について、国会の承認（原則事前、緊急の場合には事後でもよいことになっています。）が必要とされるのは、停戦監視活動、安全確保活動だけです。その他はPKO参加5原則に従って行われるので、国会の承認は不要とされています。政府の一存で危険な海外派兵をする道が押し広げられたことになります。

武器使用については、これまでは隊員及び管理下に入った者の生命等の防護（自己保存）及び武器防護に限定されていましたが、安全確保活動及び駆けつけ警護については、任務遂行のために「その事態に応じ合理的に必要とされる限度」で武器を使用することができるように変えられることになっています。活動の内容と範囲が拡大されたこととあいまって、派兵された自衛官が武器を使用する頻度は著しく増大し、これが現地の武装集団の反撃を呼び、戦闘に発展してしまう危険は大きくなることでしょう。

国際平和協力は自衛隊を海外で戦闘、武力行使を余儀なくさせるものであり、憲法9条に違反します。

#### ④ 在外邦人の警護・救出等

自衛隊法84条の2に、災害、騒乱その他の緊急事態に際して生命・身体の保護を要する在外邦人を自衛隊の航空機、船舶及び車両を用いて輸送する規定が置かれていますが、今回、この規定を改正し、単に輸送だけではなく、自衛隊の部隊を送って警護、救出その他生命・身体の保護のための措置をとらせることができるようにしようとしています。つまり在外邦人の警護・救出等のために自衛隊の部隊を投入し、武器を使用することも認めようというのです。ここででは警護・急救出等の対象である邦人等の生命・身体等の防護と警護・救出等の任務遂行を妨害する行為の排除のための武器使用が認められることになっています。

自衛隊に在外邦人の警護・救出等を実施させるには、領域国政府の受け入れ同意等があることが要件となっていますが、同意する場合は、むしろ実効支配が及んでおらず自国の軍隊もしくは警察の力で事態をコントロールできないときであると考えられ、逆に実効支配が及び、自国の軍隊や警察の力で事態をコントロールできている場合には、同意しないのが主権国家というべきでしょう。

緊急事態に直面したときこそ冷静沈着な対応が求められます。武装した自衛隊の部隊を緊迫した現場に投入することは、むしろ事態を混乱させ、かえって警護・救出の対象の生命・身体を一層危険な状況に追いやることになりかねません。わが国のみならず、諸外国の過去の事例から見ても、たとえ時間はかかっても平和的な粘り強い交渉に託するのが最善だと考えられます。生命は地球より重いといわれます。これを単なるお題目にしてはなりません。

在外邦人の警護・救出等に武装した自衛隊の部隊を投入することは、「(1) 武力攻撃に至らない侵害への対処」の項で述べたのと同様の危険があり、また憲法9条に違反します。

### (3) 憲法9条の下で許容される自衛の措置

・ 我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理も基づく自衛の措置として、憲法9条の下で許容される。

ここまでお読みいただいた方には、7.1 閣議決定が確認した上記「武力行使3要件」は、自衛隊発足時から自衛隊のレゾナントルとして定着し、いわば自衛隊の血肉となっている「自衛権行使3要件」とは似て非なるものであり、「従来の政府見解の基本的な論理も基づく自衛の措置として、憲法9条の下で許容される」などと到底言えるものではないことはすぐにおわかりになるでしょう。

しかるに政府は「武力行使3要件」について、国際法上の「集団的自衛権」を一部認めたが、それは「あくまでも国の存立を全うし、国民の命と平和な暮らしを守る必要最小限度の自衛の措置を認めたに過ぎない」として、憲法9条の下で認められるものだと強弁しています。

※ 参考：国家安全保障局「『国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について』の一問一答」

公明党も、「外国に対する武力攻撃が発生しても、日本に対する武力攻撃に匹敵するような場合でなければ『自衛の措置』は認められません。」とあたかも「個別的自衛権」の整理をただけで、何も変更していないかのような説明をしています。

※ 参考：「Q&A 安全保障のここが聞きたい<上>」（2014年7月4日付公明新聞）

これらに一部の憲法学者も同調しています。「集団的自衛権」と「個別自衛権」とが重なる範囲あり、その部分を明確化しただけだ、だから従来の政府見解を変えるものではない、国会で首相らが「日米同盟を守るために武力行使3要件により武力行使は可能」と答弁したのは、頭のいい内閣法制局の官僚が巧みに描いた論理を、誤解しているのだなどと主張しているのです。

しかしながら、これらはいずれも、誤りです。政府と公明党は、国民だましの意図的なごまかしです。一方、一部の憲法学者の主張は、政府に枠はめをしようとする善意の誤りです。他国が武力攻撃を受けた場合に、自衛隊が武力行使をすることは「自衛権行使3要件」の一番目、「わが国に対する武力攻撃があったとき」にのみ武力行使ができるという要件に反し、許されないのです。それが他国に対する武力攻撃があったときにまで武力行使できるようにするというのですから、従来とは大違いです。

いやいや「武力行使3要件」を見ると、「これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」と書かれているのではないかと反論される方、あなたは、なにもおわかりになっていませんね。このような抽象的な文言はいかようにも解釈できます。政府は、事態の個別具体的な状況に即して、主に、攻撃国の意思・能力、事態の発生場所、その規模・態様・推移などの要素を考慮し、総合的に判断するなど述べて、なんとなくごまかしてしまっていますが、では具体的にはどうなのかなると、さっぱりわかりません。〈石油が入ってこない事態はこれにあたる。〉〈米軍が攻撃されたのにわが国がともに戦わないのであれば日米同盟は破綻し、わが国の存立は脅かされる明白な事態となる。〉国会で、このように安倍首相や岸田外相は答弁しています。かつて満州事変勃発前、軍部は満蒙の権益は生命線だと声高に叫び、国民の多くもそれに呼応しました。その後、その生命線はどんどん拡大していきましたね。気付けば、中国本土、東南アジア、インド、西太平洋地域にまで広がり、そして目いっぱい膨らませられた風船が破裂するようにわが国は破裂してしまいました。

「これにより我が国の存立が脅かされ」と「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」の関係について、「国家と国民は表裏一体のものであり、我が国の存立が脅かされるということの実質を、国民に着目して記述したもの（加重要件ではない）」とまで政府は説明しています

※ 参考：「閣議決定される集団的自衛権などに関する政府見解に関する想定問答集」  
国家安全保障局が作成・2014年6月28日付朝日新聞朝刊)。

そうであるならば、結局、政府は、特定のある事態がわが国の存立が脅かすことになるといえるのかどうかという抽象度の一層高いことならについての判断をするということになります。それはまさに禪問答ですね。

さて、これに対して「自衛権行使3要件」にいう「わが国に対する武力攻撃があったとき」という第1要件の客観性・明確性はゆらぎません。その客観性・明確性こそが、

自衛隊を憲法 9 条の下でも存在し得ると解釈してきた政府見解の生命線だったのです。

安倍首相は、国際法上は「集団的自衛権」が認められているのにわが憲法 9 条ではそれが許されないというのはおかしいとよく言います。国際法と憲法とでは憲法が優越することは憲法の最高法規性を定めた憲法 9 8 条を持ち出すまでもなく、憲法はわが国の根本規範であることから明らかです。しかもわが国憲法の三大原理の一つである恒久平和主義の根幹を第 9 条が国際法に優越することは論ずるまでもありません。従って、安倍首相の主張は取るに足りないものです。ただ念のために、国際法上、「集団的自衛権」がどのように取り扱われるべきか検討しておきたいと思います。

「集団的自衛権」は、国連憲章 5 1 条によりはじめて歴史の舞台に登場したものです。が、その国際法上の法的性質論として、従来から、①自衛権共同行使説、②他国防衛説、③自国防衛説の三説が唱えられています。

①説は、武力攻撃を同時に受けた複数の国が、共同して自衛権を行使するのが「集団的自衛権」だという立場で、実際上は「集団的自衛権」を否認する考え方だと言っているでしょう。

②説は「集団的自衛権」とは、文字通り攻撃を受けた他国を防衛するために武力行使に訴える権利であると捉えます。

③説は、密接な関係にある他国が攻撃を受け、それが自国の安全に重大な影響を及ぼすときに武力行使に訴える権利であると説きます。

かつては国際法学界や国家の実践において③説が主流でしたが、今は②説が主流になっていると言われています。しかし、②説も、③説も、なんだかしっくりしません。そういませんか。それもその筈です。もともと一般国際法上の自衛権とは、既に「自衛権行使 3 要件」にあてはまる武力行使の権利ですから、突如として国連憲章 5 1 条に書き込まれた「集団的自衛権」なるものをうまく説明できるわけがありません。

※ 参考：一般国際法とは、国家間の関係を規律する約束事やルールが、普遍性があること、もしくは永年にわたり実行され続けることにより、国際関係全般において法的規範と認められる至ったものをいいます。国際慣習法とほぼ同じです。これに対して、二国間もしくは多国間が取り交わした約束事は、条約国際法と呼ばれ、その限りでは国際関係全般において法的拘束力は認められません。もともと条約国際法も一般国際法に転じ得るものです。

ここで国連憲章 5 1 条を見ておきましょう。

「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもこの憲章に基づく権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。」

これを読むと、確かに、安保理が必要な措置をとるまでの暫定的なものではありますが、国連加盟国は「個別的又は集団的自衛の固有の権利」を害されないと書かれています。どうも集団的自衛権を加盟国の固有の権利として認めているように読めます。しかし、実は、国連憲章制定過程において、『集団的自衛の固有の権利』とは何ぞや」というような議論は一切なされていません。もともと一般国際法において、自衛権とは個別的自衛権であり、「集団的自衛権」などというものは存在していなかったのですから、多国間の条約である国連憲章にそれを規定するのであれば、その意義、目的、根拠、定義、要件について十分な議論と整理がなされ、憲章の本文にその定義が明記されなければなりません。ですから私は、国連憲章51条は、従来の自衛権を何ら変更していないと解すべきで、従来どおりの一般国際法上の自衛権を認めたに過ぎないと考えます。

国連憲章51条の定めは、自力で自衛権を行使するための軍備を保有しないもしくは保有できない国連加盟国の自衛権のあり方が書かれているのです。

本来は、そのような国は、自ら加盟する国連によって自国に対する武力攻撃・侵略を排除してもらうというのが国連憲章に定める武力行使禁止原則と安保理による集団的安全保障措置の実施という仕組みでした。ところが国連安保理の構成や議決の仕組み（常任理事国である五大国一致の原則など）や制度の不備から、そうした理想を現実化させることはできなくなってしまいました。

そこで、自力で自衛権を行使するための軍備を保有しないもしくは保有できない国に、一定の関係国との条約に基づき、あるいは随時の協議により、自国に対する侵略を排除してもらう道を残さざるを得なくなったのです。国連憲章51条をよく読んでみてください。「個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って」と書かれていますね。どうでしょうか。これは自力で自衛権を行使するための軍備を保有しないもしくは保有できない国の自衛のあり方が書かれているとは思いませんか。「集団的自衛権」などと言うと軍備を十分に持つ強国が他国を防衛するために他国と共同しもしくは他国をコントロールして戦争をする、武力行使をする権利だと考

えられてきましたが、そうではないのです。

ややこしいので省略しますが、国連憲章51条をそのように読むことは、実は、国連憲章制定に際して、弱小国群が行った異議申し立ての経緯を反映した正しい読み方なのです。いいですね。国際法上、集団的自衛権などというものは存在しないのです。国際法学者は存在しないものをうまく説明しようと四苦八苦しているのですが、それが成功しないのは当たり前のことです。

もっとも前述の1986年に出された国際司法裁判所ニカラグア事件判決は、武力攻撃の存在、被害国が武力攻撃を受けたとの宣言をすること、被害国からの支援要請が認められることなどの要件のもとに、一般国際法上、集団的自衛権が存在することを認めてしまいました。しかし、この判決も、集団的自衛権を被害国の権利として構成しようとするものと見ることもできます。上記の私の考え方は、ニカラグア事件判決とも両立し得ると言っているのではないのでしょうか。

#### **「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和及び独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(事態対処法)**

さて話は長くなってしまいましたが、今回政府が提出した事態対処法は、上記の「武力行使3要件」を採用し、従来の武力攻撃事態法を書き換えてしまおうというものです。

武力攻撃事態法では、①武力攻撃の発生もしくは切迫している事態を武力攻撃事態とし、内閣総理大臣は防衛出動命令を下す、②武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測される事態を武力攻撃予測事態とし、防衛大臣は内閣総理大臣の承認を得て防衛出動待機命令を下す、ことが定められていました。事態対処法では、新たに③我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態を存立危機事態とし、これに対しても内閣総理大臣は防衛出動命令を下すことができるようになります。

わが国と密接な関係にある他国はドンドン広がっていく可能性があります、その筆頭候補はアメリカでしょう。このアメリカという国は、日本人が最も親近感を持つ国の一つで、民主主義国、自由の国という一面を持つてはいますが、半面、国内的には黒人差別の伝統が今なお強固に引き継がれた独善国家であり、国際的には自国の安全のために世界の隅々にまで軍力と諜報網を行きわたらせ、国益と自国の安全のためには即座に先制攻撃も辞さず軍隊を投入するという軍事国家です。近代アメリカの歴史を垣間見ると、対立する国やまっろわない国には武力を行使してでも自己の意思を貫徹し、従わせてきましたし、敵対的攻撃をした国に対しては徹底的に圧倒的に強力な武力を行使し、

殲滅してしまという残忍な行為を繰り返してきました。少し前のことになりますが、わが国への原爆投下や大都市無差別空襲を思い起こして下さい。また最近のヴェトナム、アフガニスタン、イラクに対する侵略戦争を見て下さい。アメリカは、戦後一貫して、一番戦争に近い国でした。今も、それは変わっていません。そのアメリカが戦争を引き起こすとたちまち存立危機事態と認定され、防衛出動命令が下り、わが国もアメリカとともに戦争をすることになるのです。アメリカは、軍隊を世界の隅々にまで送り出していますから、どこで戦争が始まるかわかりません。わが国はどこで起こるかわからない戦争に、これまでなら憲法9条により参戦できないと言って断ることができたのに、これからは加わらなければならなくなってしまうのです。憲法9条の解釈を変え、法律まで制定して、これからは加わることを公に宣言したのですからね。その場合に「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」かどうかを厳密に判断すると言って待ったをかけようとしてもあとのまつりです。安倍首相や岸田外務大臣が、日米同盟の維持はわが国にとって死活的問題だと国会で答弁しているのですから。

事態対処法では、内閣総理大臣が、防衛出動命令を下すには、対処基本方針を沿えて事前もしくは緊急の場合には事後に、国会の承認をえなければならないこととされています。この点は、武力攻撃事態法とかわりありません。対処基本方針には、「事態の経緯、事態が存立危機事態であるとの認定及び当該認定の前提となった事実」や「存立危機事態と認定する場合にあっては我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がなく、事態に対処するためには武力の行使が必要と認められる理由」を書き込まなければなりません。しかし、特定秘密保護法により、そのような記述の真偽をチェックするための資料が国会に提出されることはありませんから、国会において実質的な審議をすることは不可能で、国会の承認が形骸化することは必至でしょう。

国会や国民に蓋をしたまま対米従属一本やりの政府の一存で、米国が世界各地で引き起こす戦争（それには先制攻撃もあれば価値観を共有しない国家の転覆のための戦争もあります。）にどんどん参戦していく事態、それこそわが国にとってまことの「存立危機事態」です。

なお、武力攻撃事態法から事態対処法へ衣替えするのにあわせて、関連する海上輸送規制法、米軍支援法、特定公共施設利用法、捕虜取扱い法も存立危機事態に対応することができるよう改正されることになっています。

#### 4 まとめ

以上のように戦争立法は、わが国をことあるごとに武力を用いて事を構え、戦争の危険に突進する国にしてしまおうとするものです。世界をまたにかけ、世界のあらゆるところに紛争を引き起こし、軍隊を投入し、戦争を続けてきた戦争国家アメリカのミニチュア版作りと言っていいでしょう。今、これを阻止しなければ、憲法9条は完全に死に至り、暗い谷間の時代を再び迎えることになるかと本心から思わざるを得ません。

かつて陸軍は、国民と産業を戦争に総動員する総動員体制を推し進めるために、「国防の本義とその提唱」という宣伝・煽動のためのパンフレットを作成しました。通称陸軍パンフレットと呼ばれているものです。その冒頭に次のような一文がありました。

「たたかいは創造の父、文化の母である。」

ここでいう「たたかい」は、いくさ、即ち戦争です。私は、これを平和のための闘いの意味に取り替えて、同じ文章を、本稿の最後に掲げ、この崇高な闘いに広範な市民の皆さんが立ち上がって頂くことを呼びかけたいと思います。

「たたかいは創造の父、文化の母である。」

(了)